

令和3（2021）年度
福岡 労働行政のあらまし

FUKUOKA LABOUR BUREAU

令和3年6月版

令和3年度 福岡労働行政のあらまし 行政運営方針のポイント

福岡労働局は、労働基準監督署(県内12署)、公共職業安定所(ハローワーク)(県内14所)を所管し、福岡において一元的に労働行政を推進する国(厚生労働省)の機関です。
福岡の産業、労働市場等の特性を踏まえ、また、長期化する新型コロナウイルス感染症に対応すべく

令和3年度は

☞ **ウィズコロナ時代における重点的な取組**
(雇用機会の確保、安全で健康に働ける職場づくり)

☞ **ポストコロナ時代の雇用機会の確保、労働環境整備の推進**

を柱とし、自治体、労使団体はじめ県内関係機関との緊密な連携の下、的確に対応してまいります。

目次

第1 福岡の労働行政を取り巻く状況 ----- 2

- 雇用情勢
- 各種雇用指標

第2 ウィズコロナ時代における重点的な取組 ----- 3

- 雇用対策パッケージの概要
- 雇用の維持・継続に向けた支援
- 雇用シェアの活用 在籍型出向の活用による雇用維持への支援
- 医療、介護、福祉、保育等分野への就職支援
- 「新しい働き方」に対応した良質な雇用型テレワークの導入・定着促進
- 働き方改革の実現に向けた取組について
- 労働者が安全で健康に働ける環境の整備
- 母性健康管理措置の周知と支援

第3 ポストコロナ時代の雇用機会の確保、労働環境整備の推進 ----- 7

- 新規卒者への就職支援
- 就職氷河期世代活躍支援プランの実施
- 高齢者の就労・社会参加の促進
- 女性活躍の推進
- 男性の育児休業取得の促進をはじめとする仕事と家庭の両立支援の推進
- 障害者の就労促進
- 外国人に対する支援
- 働き方改革の実現に向けた取組
- 第13次労働災害防止計画の状況(令和2年確定値)
- 動画de危険予知 ～転倒災害の防止に向けて～
- 熱中症予防対策
- 化学物質対策の徹底
- 石綿ばく露防止対策の徹底
- 最低賃金、賃金引き上げに向けた生産性向上等の推進
- 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
- 総合的なハラスメント対策の推進
- 治療と仕事の両立支援

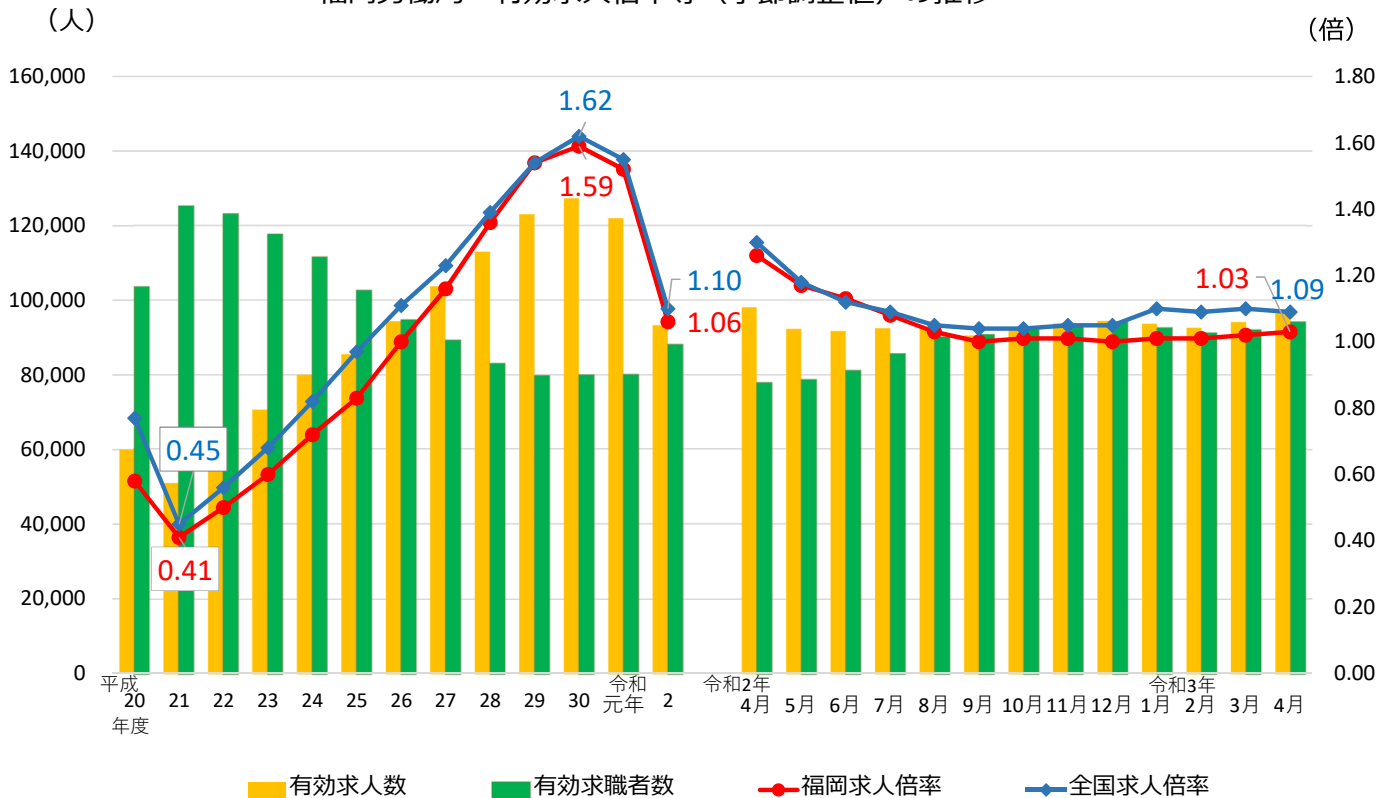
第4 総合労働行政機関としての施策の推進 ----- 16

- 健全な労働保険制度の運営

第1 福岡の労働行政を取り巻く状況

雇用情勢

福岡労働局 有効求人倍率等（季節調整値）の推移



各種雇用指標

福岡県：赤字
全国：青字

若者の雇用状況

学校卒業予定者の就職内定率

(令和3年3月末現在)

高校 **98.9%** (対前年比 **0.1** 点低下)

99.1% (対前年比 **0.2** 点低下)

大学等 **93.2%** (対前年比 **1.9** 点低下)

96.0% (対前年比 **2.0** 点低下)

女性の雇用状況

雇用者総数に占める割合

(平成27年現在)

47.4% (雇用者総数約 **91** 万人)

43.1% (雇用者総数約 **2,842** 万人)

(平成27年「国勢調査」)

高齢者の雇用状況

高齢者雇用確保措置実施企業数

※希望者全員が65歳以上まで働ける企業

(令和2年6月1日現在)

6,530 社 (**100.0%**)

164,033 社 (**99.9%**)

障害者の雇用状況

法定雇用率(2.2%)を達成している

企業の割合

(令和2年6月1日現在)

52.8% (対前年比 **2.2** 点上昇)

48.6% (対前年比 **0.6** 点上昇)

外国人の雇用状況

外国人労働者数

54,957 人 (対前年比 **4.6** 点上昇)

(令和2年10月末現在)

1,724,328 人 (対前年比 **4.0** 点上昇)

第2 ウィズコロナ時代における重点的な取組

雇用対策パッケージの概要

新型コロナウイルス感染症の影響下において、企業の雇用維持への支援や求職者の再就職等への支援として雇用対策パッケージを策定するとともに各種支援に取り組みます。

1. 雇用調整助成金の特例措置

■ 5月～6月の特例措置

- ・原則的な措置を段階的に縮減
日額上限:13,500円/日 助成率:最大9/10(中小)
- ・感染拡大地域特例(緊急事態宣言地域等)、業種特例(全国・特に厳しい企業)
日額上限:15,000円/日
助成率:最大10/10(中小・大)

■ 雇用維持要件の緩和

- ・R3.1.8以降の解雇の有無により助成率判断(最大 10/10)

■ 休業支援金・給付金の対象拡大

- ・大企業に雇用されるシフト制労働者等への適用

3. 新たな雇用・訓練パッケージ(仕事と訓練受講の両立)

■ 求職者支援制度への特例措置の導入

- ・給付金の受給要件の緩和(月収8万円以下
⇒シフト制の方12万円以下)
- ・働きながら訓練を受ける場合、出勤日をやむを得ない欠席とする

■ 職業訓練の強化

- ・訓練期間、訓練時間の緩和
- ・オンライン訓練設定

■ 積極的な周知・受講斡旋、就職支援

- ・コロナ対応ステップアップ相談窓口の設置
- ・積極的な受講斡旋(求職者支援訓練5万人、公共訓練15万人を目指す)

2. 雇用シェア(在籍型出向)支援

■ 在籍型出向等支援事業の推進

- ・地域の在籍型出向等支援協議会の設置
- ・産業雇用安定助成金の創設
- ・公益財団法人産業雇用安定センターとの連携

4. 求人確保と求人充足サービスの充実

■ ハローワークにおける積極的な求人開拓の実施(量的確保)

■ 求人充足に向けて求職者が応募しやすい求人内容の設定、条件緩和を助言(質的確保)

雇用の維持・継続に向けた支援

新型コロナウイルス感染症の影響及びそのまん延防止措置の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対して、労働者の雇用の維持・継続に向けた支援を実施します。

- 令和3年4月30日までに講じてきた特例措置(助成率及び上限額の引き上げ等)を、一部内容を変更し6月30日まで延長します。

雇用確保の支援策① 雇用調整助成金

こんなとき	支援策
・新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動が縮小 ・労働者に一時的休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った	事業主の申請に基づき、雇用調整助成金により、休業手当、教育訓練に係る賃金相当額等の一部を助成
支給対象となる事業主	○以下の条件を満たす全ての業種の事業主を対象としています 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している 2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している(※) (※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります) 3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

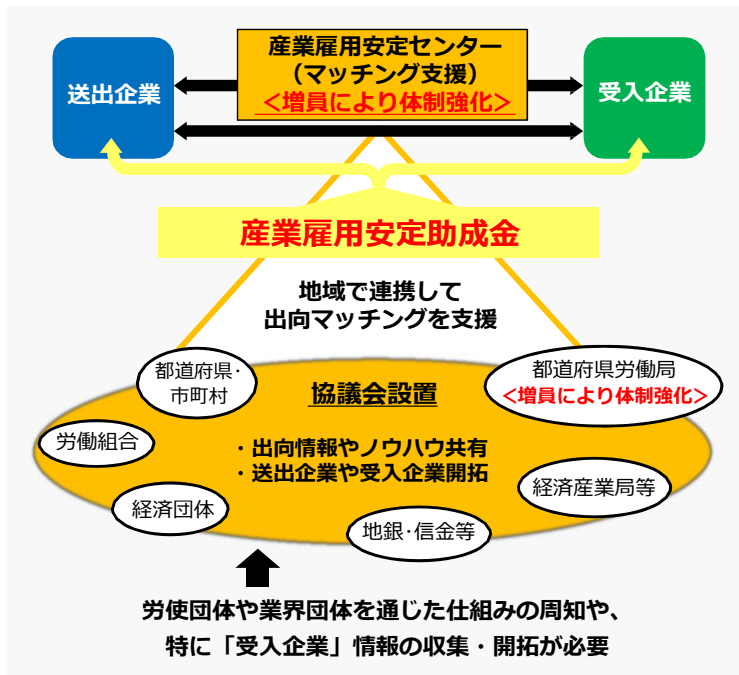
雇用確保の支援策② 産業雇用安定助成金

こんなとき	支援策
・新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動が縮小し労働者を出向させ雇用を維持した(出向元) ・上述の労働者の出向を受け入れた(出向先)	出向元事業主の共同申請(出向先分も共に行う)に基づき、出向運営経費(賃金、教育訓練等に係る経費等)、出向初期経費(就業規則等の整備費用、備品等の初期経費等)の一部を助成
支給対象となる事業主	① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業を一時的に縮小し、労働者の雇用維持を目的に出向により労働者(雇用保険被保険者)を送り出す事業主(出向元事業主) ② 当該労働者を受け入れる事業主(出向先事業主) ※出向の要件 ・出向期間終了後は元の事業所に戻って働くこと・出向元と出向先が、資金的・経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること・玉突き雇用・出向を行っていないこと(出向元が他から出向を受け入れ、当該出向受け入れにおいて、他の事業主が助成金を受けていないこと等)

在籍型出向を対象とする新たな助成制度（産業雇用安定助成金）を創設するとともに、産業雇用安定センターによるマッチング体制を強化するなど、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るため、人手不足が生じている企業との間で在籍型出向により雇用を維持する取組みを支援します。

<対策のポイント>

1. 全国及び都道府県協議会の設置・運営等による在籍型出向の情報連携や理解促進
2. 自治体等が運営するマッチングサイトや労使団体・業界団体等が保有する出向に関する情報と産業雇用安定センターが連携したマッチング支援体制の強化
3. 在籍型出向を支援するため、出向元・出向先双方に対する助成金の創設による企業へのインセンティブの付与



医療、介護、福祉、保育等分野への就職支援

従前より人材不足が深刻であった医療・福祉、建設、警備、運輸等の分野においては、引き続き、重点的な人材確保が求められており、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、さらに人材不足の状況が深刻化しているため、ハローワーク福岡中央・久留米・小倉の「人材確保対策コーナー」を中心に、関係団体等と連携した人材確保支援に取り組みます。

**「介護・医療・保育
警備・建設・運輸」
イベントのご案内**

OPEN!

福岡県内のハローワークで開催する
「介護・医療・保育・建設・警備・運輸」
の各種イベントを
福岡労働局ホームページ（セミナー・イベント情報）
に掲載します！

こちらのQRコードから
アクセスできます→
<https://jsite.mhlw.go.jp/fuk-uoka-roudoukyoku/00370.html>

セミナー 面談会 事業所説明会 施設見学会 職場体験会

ご興味のある方、参加してみたい方は、イベントを実施するハローワークへお問合せください。

福岡労働局・ハローワーク



事業所PRボード（久留米所）



警備業セミナー（福岡南所 令和3年1月26日）

- ・時間や場所を柔軟に活用できるテレワークは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、及び働き方改革を促進する観点から、有効な働き方です。
- ・テレワークガイドラインの周知と助成金活用による支援を一体化して実施し、良質な雇用型テレワーク導入・定着促進を図ります。

■改正テレワークガイドラインの周知

雇用型テレワークについて、適正な労務管理のもと良質なテレワークの普及促進を図るため、テレワーク相談センター（東京）による福岡働き方改革推進支援センターと連携した個別相談対応の充実や、セミナーの開催等によりテレワークを実施する中小企業への支援を充実します。

【ガイドライン】



■人材確保等支援助成金(テレワークコース)

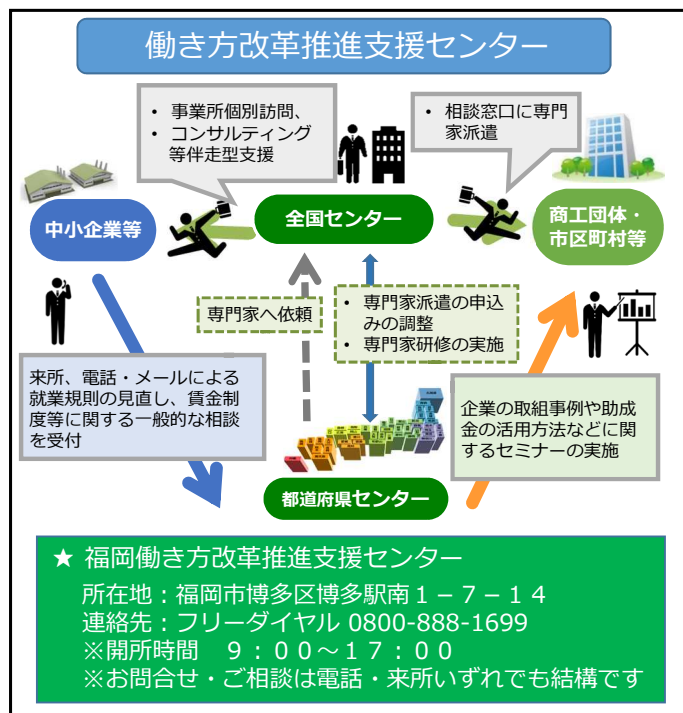
良質なテレワークを新規導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対し助成金を支給し、支援します。

【助成金】



■福岡働き方改革推進支援センター

生産性を高めながら労働時間の縮減や非正規雇用労働者の処遇改善等に取り組む事業主の方々に支援します。



働き方改革の実現に向けた取組について

働き方改革が目指す、①長時間労働の解消、②多様な働き方の実現、③労働者や職場の生産性の向上は、ウィズコロナの局面にあっても重要な課題であり、その課題解決に向けて、法制度にかかるオンライン説明会の実施や長時間労働が疑われる事業場への監督指導の強化など、各種施策に取り組んでいます。

1 上限規制適用猶予について

建設業・自動車運転者対策

- ・国の機関、関係団体等と連携し対策を推進するとともに、助成金の周知・活用も併せて図る

医師の働き方改革

- ・医師の働き方改革の推進に関する検討会中間報告を受け、県医師会、県と連携し取組

2 多様な働き方について

テレワーク

- ・コロナ禍で採用が広まったテレワークについては、昨年8月に検討会を開催→ガイドラインの改定とその周知

フリーランス

- ・「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」（労働者性や労災保険の適用等）

兼業・副業

- ・「兼業・副業の促進に関するガイドライン」の周知

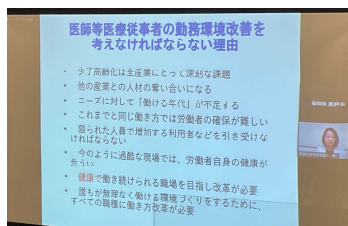
3 過労死等防止対策について

監督指導等

- ・長時間労働が疑われる事業場への監督指導の実施

過労死等防止啓発月間

- ・「過労死等防止対策推進シンポジウム」、「過重労働解消キャンペーン」等の周知・啓発活動
- ・面接指導の確実な実施



福岡労働局、福岡県及び福岡県医師会が連携し、福岡県内の医療機関に対する労働時間等説明会をオンラインにて実施。ライブ視聴できなかった方へは録画映像をYouTubeにて配信。（令和3年3月26日）

ウィズコロナ時代におけるオンライン（Zoom）での説明会



北九州西労働基準監督署にて、オンライン方式と対面式を併用したハイブリッド型の働き方改革に関するセミナーを実施。（令和3年2月25日）

職場における新型コロナウイルス感染症予防、健康管理の強化について

新型コロナウイルス感染症の新規感染防止のため事業者には①集団感染の封じ込め②基本的な感染予防の徹底③テレワークの活用④新しい生活様式の定着⑤接触確認アプリ(COCoA)の導入などの取組をお願いしています。

特に、クラスターの発生した事業場に対しては、感染症拡大を防止するためのチェックリストを活用いただき、職場の状況を確認した上で、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止の要請、労働者死傷病報告の提出及び労災請求の勧奨を行っています。

また、福岡労働局において相談窓口を設置しています。

職場における新型コロナ
ウイルス感染症拡大を防
止するための関連資料は
こちらから



実施でき ていれば ☑	取組の5つのポイント
☐	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
☐	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
☐	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
☐	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
☐	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

母性健康管理措置の周知と支援

■ 母性健康管理措置及び改定母性健康管理指導事項

女性が妊娠・出産後も継続就業し、能力を発揮できるようにするため、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置の周知・啓発を図るとともに、母性健康管理措置が適切に講じられるよう男女雇用機会均等法の履行確保を図ります。



母性健康管理措置とは？

事業主は、妊娠中・出産1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査を受けるために必要な時間を確保し、医師等による指導事項を守ることができるよう必要な措置を講じなければなりません。

- ・妊娠中の通勤緩和
- ・妊娠中の休憩に関する措置
- ・妊娠中又は出産後の症状等に関する措置(作業制限・勤務時間短縮・休業)

また、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置(※)として、妊娠中の女性労働者が、その作業などにおいて新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があると医師等から指導を受け、それを事業主に申し出た場合には、事業主に、休業など必要な措置を講じることを義務付けられています。(※適用期間は、令和2年5月7日から令和4年1月31日まで。)

女性労働者に対して母性健康管理措置に関する情報を提供するサイト「女性にやさしい職場づくりナビ」もご活用ください。

【ナビ】



【新様式】



母性健康管理指導事項連絡カードとは？

事業主が母性健康管理の措置を適切に講ずることができるように、女性労働者に対して出された医師等の指導事項を的確に事業主に伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」の様式が定められています。

なお、令和3年7月1日より「母性健康管理指導事項連絡カード」は、新様式に変わります。

■ 助成金による支援

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により有給の休暇を取得させる事業主を支援します。

- 両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)

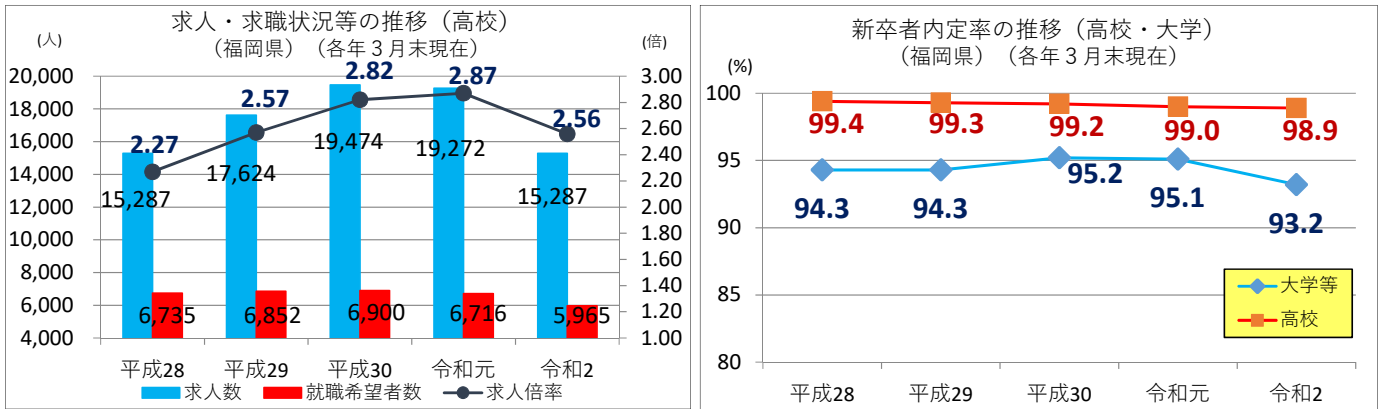
【助成金】



第3 ポストコロナ時代の雇用機会の確保、労働環境整備の推進

新規学卒者への就職支援

新卒応援ハローワーク等で新卒及び既卒おおむね3年以内の方を対象に担当者制によるきめ細かな個別支援、就職後の定着支援に取り組んでいます。
福岡わかものハローワークを中心にフリーターの方を対象として、各種セミナー等による就職準備から職場定着支援まで一貫したきめ細かな就職支援に取り組めます。
なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、新卒者等の就職活動を取り巻く状況が厳しくなっていることから、一人一人の状況に合わせた就職支援により一層取り組みます。



若者の雇用管理が優良な中小企業についての認定（ユースエール認定）制度の取得勧奨を積極的に行うとともに、合同会社説明会等を開催し、地元中小企業との出会いの場を提供します。



ユースエール認定通知書交付式
(令和2年9月16日)



認定件数

福岡 15社

(令和3年3月末現在)

全国 817社

(令和3年3月末現在)

就職氷河期世代活躍支援プランの実施

厚生労働省が策定した「就職氷河期世代活躍支援プラン」に基づき、福岡県域における就職氷河期世代の活躍に向けた効果的な支援策のとりまとめ、各種施策の進捗管理等を統括することを目的として、令和元年12月に「就職氷河期世代活躍支援ふくおかプラットフォーム」を設置、令和2～4年度の3年間で集中的に取り組めます。

令和3年3月に第3回会議を開催しました。第3回会議においては、令和2年度における各構成メンバーの取組状況や、令和3年度の主な取組の情報共有を行いました。

令和3年度も構成メンバーや関係機関と連携しながら、就職氷河期世代の方々の支援に取り組んでいます。

構成メンバー

【経済団体】

- ・福岡県経営者協会
- ・福岡県商工会議所連合会
- ・福岡県中小企業団体中央会
- ・福岡県商工会連合会

【労働団体】

- ・日本労働組合総連合会福岡県連合会

【支援団体】

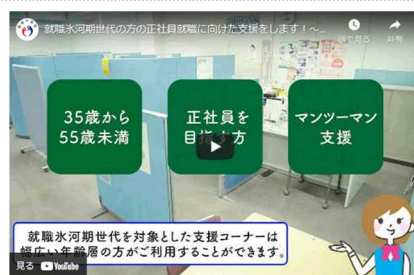
- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部
- ・一般社団法人福岡県専修学校各種学校協会
- ・社会福祉法人福岡県社会福祉協議会
- ・地域若者サポートステーション

【地域】

- ・福岡県市長会
- ・福岡県町村会
- ・福岡市
- ・北九州市

【行政機関】

- ・九州経済産業局
- ・九州厚生局
- ・福岡県
- ・福岡労働局

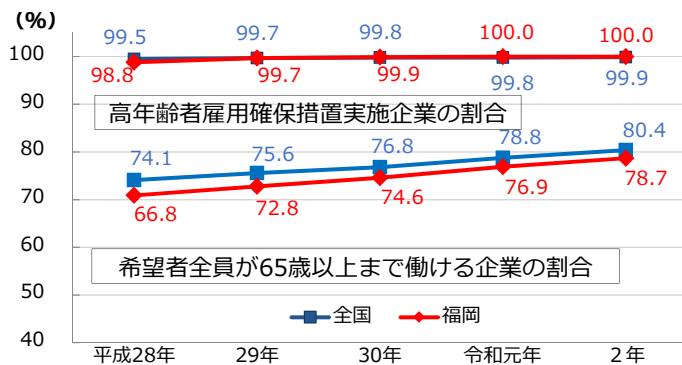


令和3年2月には、就職氷河期世代を対象とする「WEB合同企業説明会」を開催しました。また、就職氷河期世代支援に向けた施設紹介の動画を作成し、周知を図りました。

高齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会を実現するため、「70歳就業確保措置」の施行も踏まえ、企業における65歳以上の定年引上げや66歳以上の継続雇用延長等の環境の整備に取り組めます。

高齢者雇用確保措置の実施状況（全国・福岡）

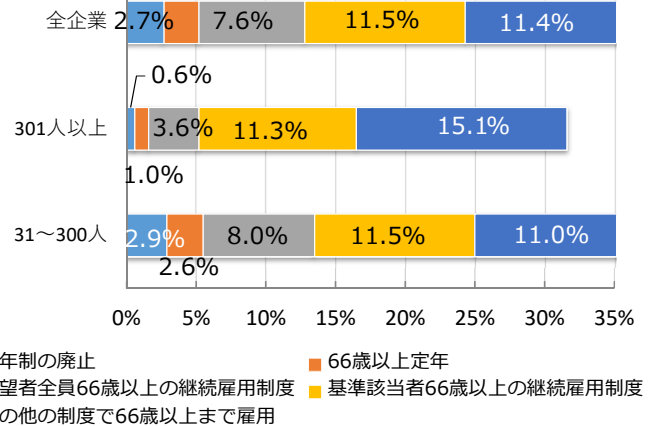
※毎年6月1日現在



福岡市との共同記者発表
(令和3年3月16日)

66歳以上働ける制度のある企業の状況（福岡）

※令和2年6月1日現在



ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援の拡充

65歳以上の高齢者求職者への再就職支援を行う「生涯現役支援窓口」を県内12箇所のハローワークに設置しています。また、自治体との連携により高齢者の就業支援に取り組むシニア・ハローワークを福岡市に設置しました。（北九州市に続いて2例目）

女性活躍の推進

改正女性活躍推進法の周知と取組支援

- 令和4年4月1日以降、改正女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や情報公開の義務が常時雇用労働者数301人以上の事業主から101人以上の事業主まで拡大されます。常時雇用労働者数が101人以上300人以下の事業主が施行日までに、行動計画の策定・届出、情報公表などの取組を実施するよう支援を行っています。
- 取組を進めている企業に対して、女性活躍推進法に定めた基準を満たした場合に認定する制度を設けており、認定の取得促進を図ります。

仕事と子育ての両立支援

マザーズハローワーク（マザーズコーナー）では、子育てをしながら働くことを希望される女性の方をはじめ、就職支援を必要とするすべての女性の方を応援しています。キッズコーナーもありますので、お子様連れでも安心です。



セミナーの様子

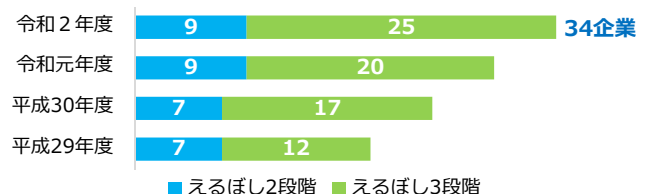


キッズコーナー



令和2年6月から女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定（三段階のえるぼし認定）よりも水準の高い「プラチナえるぼし」認定を創設しています。

えるぼし認定件数の推移



不妊治療を受けやすい職場環境の整備

- 不妊治療を受けやすい職場環境の整備のため、「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」や「不妊治療と仕事の両立サポートハンドブック」の周知を図ります。
- 不妊治療のために利用できる休暇制度・両立支援制度の利用促進のために、働き方改革推進支援助成金、両立支援等助成金の活用により、環境整備に取り組む事業主を支援します。

不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル



不妊治療と仕事の両立サポートハンドブック



働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）



両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）



■ 男性の育児休業取得促進等仕事と家庭の両立支援

- ・ 男性の育児休業取得を促進するため、労働者、事業主等に育児休業の制度や配偶者が妊娠・出産したことを知った時に個別に制度を周知するための措置を講じること等について、あらゆる機会を捉えて周知します。
- ・ 仕事と育児の両立ができる職場環境整備に取り組んだ事業主に対する両立支援等助成金の活用を推進します。

○ 両立支援等助成金〈出生時両立支援コース：子育てパパ支援助成金〉

【両立支援等助成金】

■ 育児・介護休業法の履行確保

- ・ 育児休業等の取得等を理由とする不利益取り扱い等事案の是正指導、紛争解決援助を行います。



■ 仕事と介護の両立ができる職場環境整備

- ・ 地域包括支援センターと連携して介護休業制度等を周知しています。
- ・ 仕事と介護の両立ができる職場環境整備に取り組んだ事業主に対する両立支援等助成金の活用を推進します。

○ 両立支援等助成金〈介護離職防止支援コース〉

■ 次世代育成支援対策の推進

- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等について、各企業の実態に即した計画の策定を支援するとともに、労働者数101人以上の義務企業の届出等の徹底を図ります。
- ・ 次世代育成支援対策推進法に定めた基準を満たした場合に認定する制度(くるみん認定)を設けており、認定の取組促進を図ります。



くるみん認定を既に受けた企業のうち、より高い水準の取組みを行い一定の要件を満たした場合、優良「子育てサポート企業」としてプラチナくるみん認定を受けることができます。

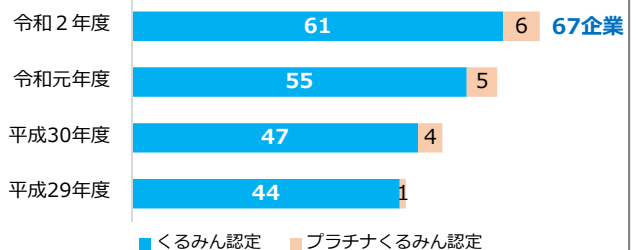
new

次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」の改正について

～不妊治療を受けやすい職場環境づくりに向けて～

会社内における不妊治療等に対する理解の促進に努めていただくため、一般事業主行動計画に盛り込むことが望ましい事項として、「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」の項目を追加し、令和3年2月に指針を改正しました。(令和3年4月1日より適用)

くるみん認定件数の推移

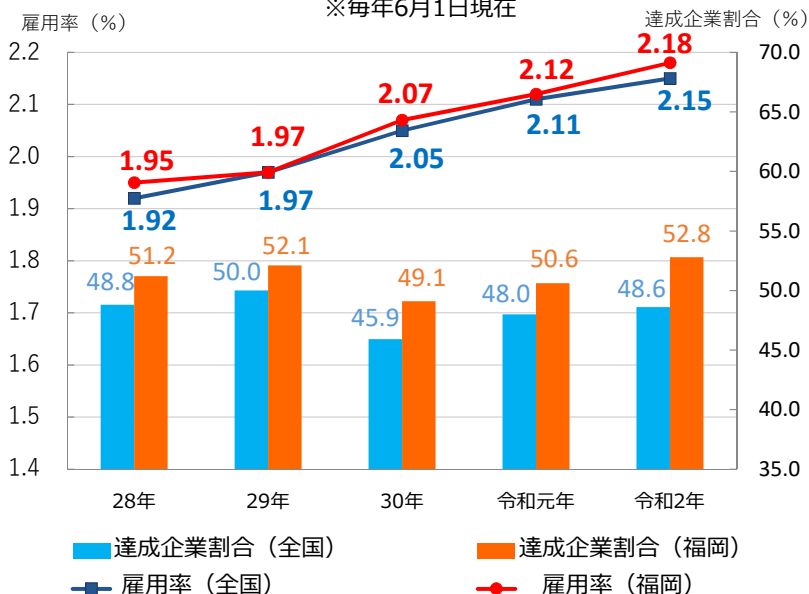


障害者の就労促進

ハローワークと地域の関係機関が連携し、一人一人の状況に応じたきめ細かな求職者支援を実施しています。また、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している企業に対して、採用の準備段階から職場定着まで一貫したチーム支援等を実施するとともに、障害者雇用促進セミナー等を開催し、障害者の就業機会の拡大に取り組めます。

障害者雇用率と雇用率達成企業割合（民間企業）

※毎年6月1日現在



障害者の雇用の場拡大のため、障害者雇用に積極的な事業所及び支援機関等を対象とした「障がい者雇用サポート交流会」を開催しました。（令和3年2月24日開催）

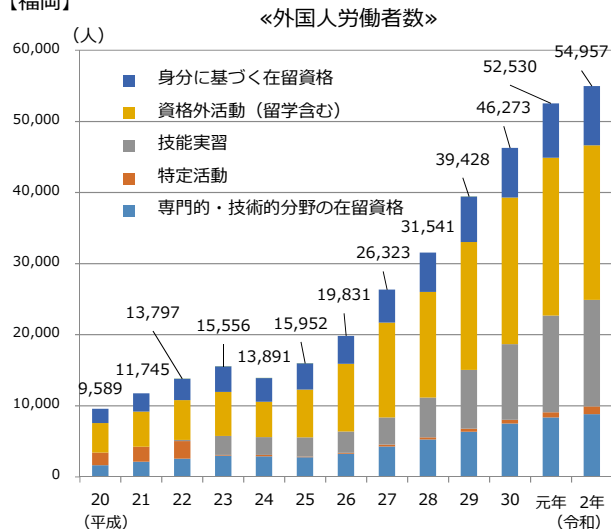
ア 事業主への支援

外国人労働者数・外国人雇用事業所数は過去最高を更新しました。新たに特定技能外国人の受入制度が進められる中で、外国人労働者の安定就労、適切な労働条件の確保、労働・社会保険への加入等のため、事業主に対して**外国人雇用状況届出**の周知や**外国人雇用管理指針**に基づく事業所訪問を実施し、外国人労働者の雇用管理改善、不法就労の防止に取り組みます。

イ 外国人求職者への支援

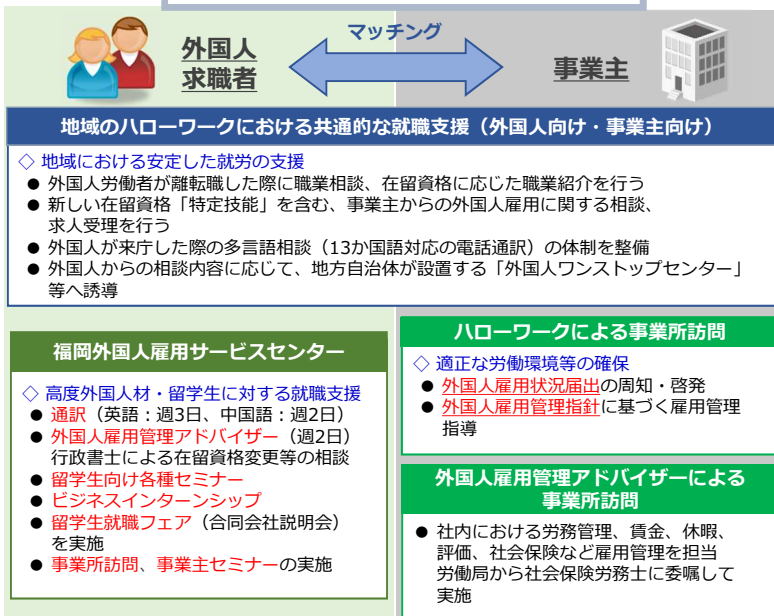
福岡外国人雇用サービスセンターでは、九州・沖縄地域における専門的・技術的分野の外国人労働者や留学生の就職支援に取り組んでいます。また、地域のハローワークにおいては、職員を介した電話通訳による**多言語対応**を実施、昨年10月からは外国人が直接母国語で問い合わせができる「**ハローワークコールセンター多言語窓口（10ヶ国語）**」を開設し**3者通話**が可能になりました。更に昨年8月からは「**携帯型翻訳機**」を配備、11月からは「**多言語パンフレット（11ヶ国語）**」を配布するなどの環境整備を進め、コロナ禍でやむを得ず離職している方への相談をはじめとしたきめ細かな支援に取り組みます。

【福岡】



※本局「外国人雇用状況届出」令和2年10月末現在

福岡労働局 管内 ハローワーク（19拠点）



働き方改革の実現に向けた取組

■ チャレンジふくおか「働き方改革推進協議会」

県内における働き方改革を推進するため、経済団体、労働者団体、専門家団体、地方公共団体及び国の機関で構成する『チャレンジふくおか「働き方改革推進協議会」』を設置し、働き方改革の情報発信などの活動を展開しています。



（令和3年3月29日に開催された本会議）

令和3年3月29日に本会議を開催し、第1期地域推進プランの総括を行い、第2期地域推進プラン(期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日)を決定しました。

- 目指す姿～「働き手から選ばれる福岡県」の創造～**
チャレンジふくおか「働き方改革推進協議会」は、官民一体となり、県内4地域で「働き方改革」の実践を更に促進していきます。
- 取組方針**
地域の実情に即した支援・啓発を促進するため、長時間労働の是正と年次有給休暇の取得促進、多様な人材の活躍促進、中小企業等への支援など分野別の課題に、関係機関・団体が協働して取組を進めます。各企業の個別の課題に寄り添い、相談事例や先進事例の見える化を図り、取組を実践していきます。

チャレンジふくおか「働き方改革推進協議会」構成機関・団体

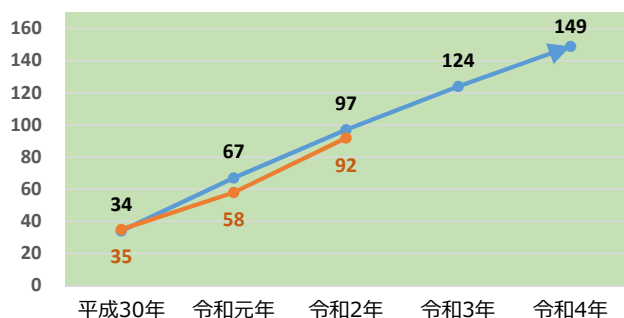
福岡県経営者協会 福岡県商工会議所連合会 福岡県商工会連合会 福岡県中小企業団体中央会 日本労働組合総連合会福岡県連合会 一般社団法人福岡銀行協会 福岡県社会保険労務士会 一般社団法人福岡県中小企業診断士協会 一般社団法人日本産業カウンセラー協会九州支部
福岡県 九州経済産業局 福岡労働局

福岡労働局 第13次労働災害防止計画の状況（令和2年確定値）

- 2013～2017年に発生した死亡者総数と比較して2018～2022年に発生した死亡者総数と比較して15%以上減少
- 2017年に発生した休業4日以上の死傷者数と比較して2022年までに7%以上減少

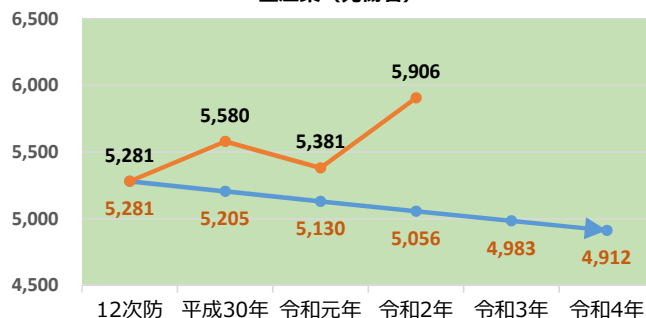
目標値
確定値

全産業（死亡）

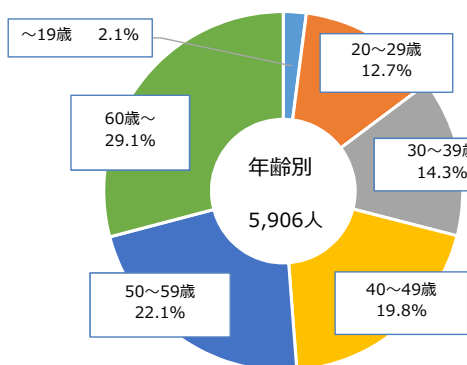


死亡災害・・・平成30年～令和2年までの3年間累計92人、令和2年までの死亡災害の目標値が97人であることから、13次防の死亡災害数を達成可能な状況です。

全産業（死傷者）

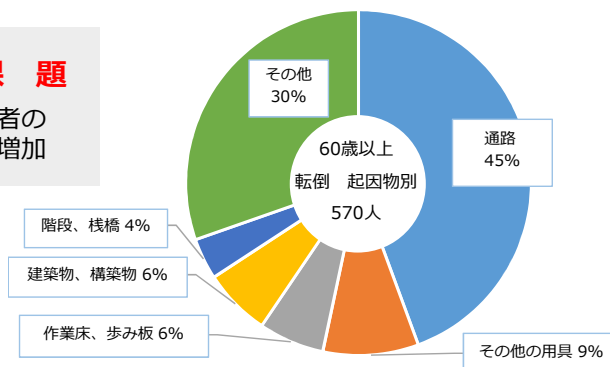


休業4日以上の死傷者数・・・13次防の目標値が年計4,912人以下であるが、増加傾向にあり、1年で5,000人を上回っており、厳しい状況にあります。

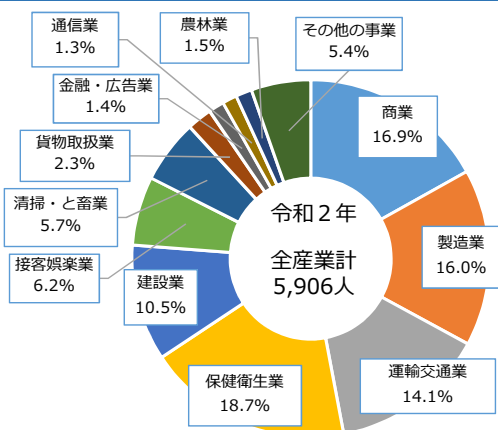


重要課題

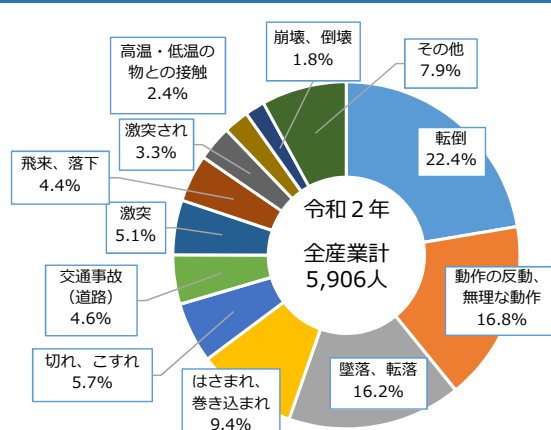
・高年齢労働者の転倒災害の増加



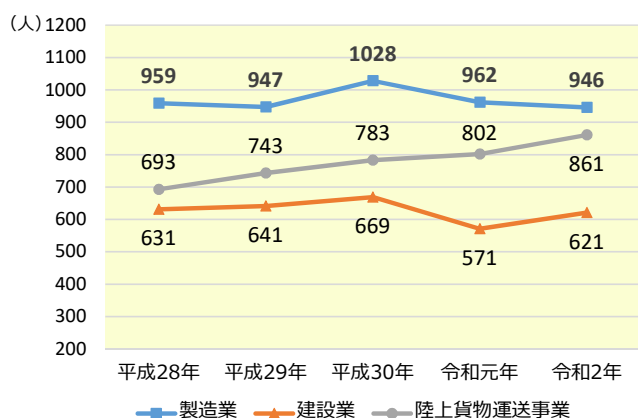
業種別労働災害発生状況



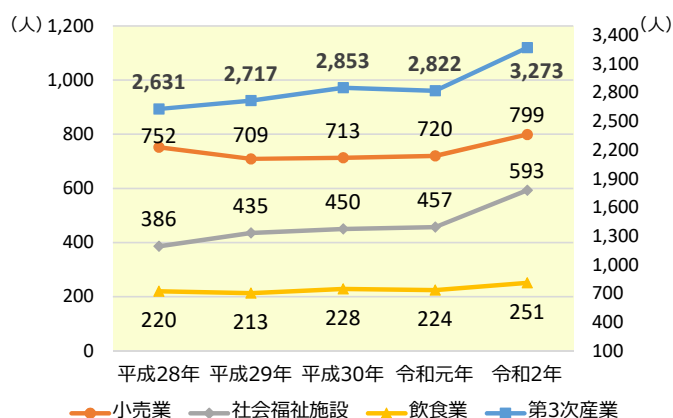
事故の型別労働災害発生状況



製造業・建設業・陸上貨物運送事業 労働災害発生状況の推移



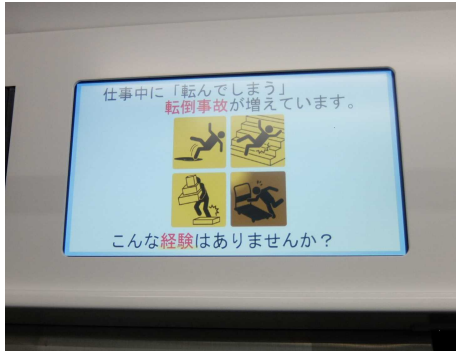
第三次産業の主な業種における労働災害発生状況の推移



※令和2年度確定値：労働者死傷病報告による

福岡労働局では、管内事業場において、工作中に転んでしまう「転倒事故」が多発している状況を踏まえ、転倒事故防止に取り組んでいただくため、危険予知訓練に向けた啓発動画を作成し、福岡労働局公式YouTubeチャンネルで公開しています。

なお、令和3年3月1日から令和3年3月31日にかけては、JR博多駅、JR小倉駅、福岡市営地下鉄及び西日本鉄道車両内のデジタルサイネージ等において短縮版を配信しました。



西日本鉄道車両内にて



福岡市営地下鉄車両内にて



JR博多シティビジョンにて

動画de危険予知
～製造業編～



<https://www.youtube.com/watch?v=dhSn7a0UWEc>

動画de危険予知
～小売業編～



<https://www.youtube.com/watch?v=9fTIUIVjfsM>

STOP転倒災害
プロジェクト
(厚生労働省
ホームページ)



<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>

熱中症予防対策

STOP! 熱中症 令和3年5月～9月
クールワークキャンペーン
— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約1,000人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう!

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）

4月	5月	6月	7月	8月	9月
	5/1		9/30		
準備期間	キャンペーン期間			重点取組期間	



確実に実施できているかを確認し、□にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）	
☐ WBGT値の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合したWBGT指数計を準備しましょう。
☐ 作業計画の策定など	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画を立てましょう。
☐ 設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、WBGT値を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。
☐ 服装などの検討	通気性の良い作業着を準備しておきましょう。身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討しましょう。
☐ 教育研修の実施	熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。
☐ 労働衛生管理体制の確立	衛生管理者などを中心に、事業場としての管理体制を整え、必要なら熱中症予防管理者の選任も行いましょう。
☐ 緊急時の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、市街貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公営社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3,3)

福岡労働局では、職場における熱中症予防対策を効果的に推進するため、福岡県内の4地区（福岡・北九州・筑豊・筑後地区）の関係災害防止団体、事業場の協力を得て、職場における熱中症予防対策を推進するためのポイントをわかりやすく解説したPR動画を作成しました。夏季の期間、熱中症予防の啓発活動などに活用してまいります。熱中症予防対策の動画は、次のサイトより（再生時間約13分）



福岡労働局 熱中症 動画

化学物質対策の徹底

金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられました（令和3年4月から）

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）となりました。

（1）屋内作業場における全体換気装置による換気等

（特化則第38条の21第1項）

（2）有効な呼吸用保護具の使用（特化則第38条の21第5項）

（3）特定化学物質作業主任者の選任

（特化則第27条、第28条）令和4年4月～

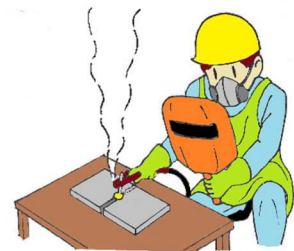
（4）特定化学物質健康診断の実施等（特化則第39条～第42条）

（5）その他必要な措置

- ① 安全衛生教育（安衛則第35条）② ぼろ等の処理（特化則第12条の2）
 ③ 不浸透性の床の設置（特化則第21条）④ 立入禁止措置（特化則第24条）
 ⑤ 運搬貯蔵時の容器等の使用等（特化則第25条）⑥ 休憩室の設置（特化則第37条）
 ⑦ 洗浄設備の設置（特化則第38条）⑧ 喫煙または飲食の禁止（特化則第38条の2）
 ⑨ 有効な呼吸用保護具の備え付け等（特化則第43条、第45条）

※金属アーク溶接等作業

- ・金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません）



石綿ばく露防止対策の徹底

石綿障害予防規則等が令和2年10月から順次改正されています

改 正 前			改 正 後 ※下線部分が改正内容		
レベル1 石綿含有吹付け材 	計画届 ※十四日前	事前調査 作業計画 掲示	レベル1 石綿含有吹付け材	事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事※1が対象）	計画届（レベル2も計画届）※十四日前 事前調査 ※調査方法を明確化 資格者による調査 調査結果の3年保存、現場への備え付け 作業計画 作業状況等の写真等による記録・3年保存 掲示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任、作業者に対する特別教育 健康診断
レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材 	作業届※工事開始前	湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任	レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材		負圧隔離 集じん・排気装置の初回時、変更時点検 作業開始前、中断時の負圧点検 隔離解除前の取り残し確認 等
レベル3 スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材 		作業者に対する特別教育 健康診断	けい酸カルシウム板1種※2（破碎時） 仕上げ塗材（電動工具での除去時） レベル3 スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材		隔離 ※負圧は不要

※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
 ※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種(天井、耐火間仕切壁等に使用)：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

最低賃金、賃金引き上げに向けた生産性向上等の推進

地域別、特定（産業別）最低賃金については、周知・広報に努めるとともに、履行確保を図ります。賃金の引き上げとともに生産性の向上に取り組む事業主を支援しています。

地域別最低賃金	時間額（引上額）	効力発生日
福岡県最低賃金	842円（1円）	令和2年10月1日
特定（産業別）最低賃金	時間額	効力発生日
製鉄業・製鋼・製鋼圧延業・鋼材製造業	976円	令和2年12月10日
電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具・情報通信機械器具製造業	927円	
輸送用機械器具製造業	944円	令和元年12月10日
百貨店、総合スーパー	889円	
自動車（新車）小売業	941円	令和2年12月10日

最低賃金は、公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成される最低賃金審議会における審議・答申を踏まえ、労働局長が決定します。

業務改善助成金

○ 業務改善助成金のご案内はHPを！

各種制度助成金 福岡労働局

検索

URL: <https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>



令和3年度「業務改善助成金」のご案内

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者等を支援する助成金です。

助成金の概要
事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、コンテナリング購入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ + 設備投資等 → 助成金に申請して助成金を受け取ります。

詳しくはHPをご覧ください！

助成金受給のの流れや申請先等については裏面をご覧ください。

働き方改革推進支援助成金・業務改善助成金活用のてびき

生産性向上のヒント集

～労働時間削減や賃金引上げにつながる事例を紹介しています～

令和3年3月
厚生労働省

同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

パートタイム・有期雇用労働法が、**令和3年4月1日**から企業規模に関わらず適用されたことから、同一労働同一賃金に向けて、非正規雇用労働者の処遇改善や正社員転換を推進します。法の履行確保を図るとともに、ホームページ等を通じて同一労働同一賃金等に取り組む企業の事例の収集・周知を実施しています。また、福岡働き方改革推進支援センターによるワンストップ相談窓口において、企業へのきめ細かな支援を行っています。

多くの事業主がパート・契約社員の待遇の見直しに取り組んでいます！

① パートタイム・有期雇用労働者



「パートタイム・有期雇用労働法が施行されました」



パートタイム・有期雇用労働法キャラクター「パゆう」ちゃん

② 派遣労働者



「派遣労働者の同一労働同一賃金について」

<管内で把握した同一労働同一賃金の取組好事例>

エフコープ生活協同組合

パートタイム労働者は平成17年度から、契約社員は平成20年から**正社員と同じ人事制度に**。平成30年度からは子会社等についても同様の人事制度を導入しました。**離職率が大幅に低下(15%→7%)**し、人材の定着と教育内容の蓄積により利用者満足度の向上やスタッフの意識変革に繋が**り業績も好転しました！**

総合的なハラスメント対策の推進

職場におけるパワーハラスメント対策が中小企業は令和4年4月1日から義務付けられることから（大企業には令和2年6月1日より義務付けられています）、法の履行確保と周知徹底を図るなど、総合的なハラスメント対策の取組を促進します。

ハラスメントが起こったら働く人は・・・

意欲の低下、自信の喪失、心身の健康の悪化、休職、離職

企業は・・・

業績悪化、人材の流出、イメージダウン
など、被害は広範に及ぶ

解決のための課題として

☆労働施策総合推進法や男女雇用機会均等法に基づくハラスメント対策の事業主等に対する周知が不十分

*何がハラスメントにあたるのか

*取引先等からのセクハラへの対応など

☆被害者や企業への相談支援体制の充実

*被害者のニーズはさまざまなので、心情に寄り添った相談等の支援が求められる（職場環境の改善、メンタル相談等）

*企業内での適切かつ迅速な対応が不可欠

これらに対応するために

○中小企業へのハラスメント対策取組支援

○職場におけるハラスメント撲滅対策の集中実施（「ハラスメント撲滅月間」12月）

○労働関係紛争の早期解決の促進

○カスタマーハラスメント対策の推進

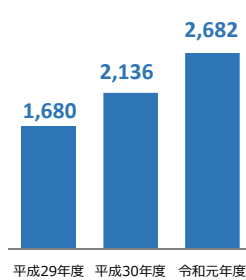
パワーハラスメントとは？

職場において行われる

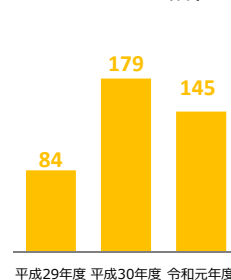
- ①優越的な関係を背景とした言動であって
 - ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより
 - ③労働者の就業環境が害されるものであり
- ①～③までの要素を全て満たすもののこと。

例:①を前提として、皆の前でささいなミスで長時間大声で叱責された、話しかけても無視をする、クビにするぞと脅す等

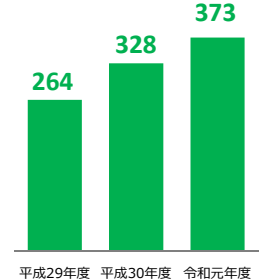
いじめ・嫌がらせ（件）



セクハラ（件）



マタハラ等（件）



※いじめ・嫌がらせ、総合労働相談コーナーにおける件数

セクハラ及びマタハラ等は、福岡労働局雇用環境・均等部指導課における件数

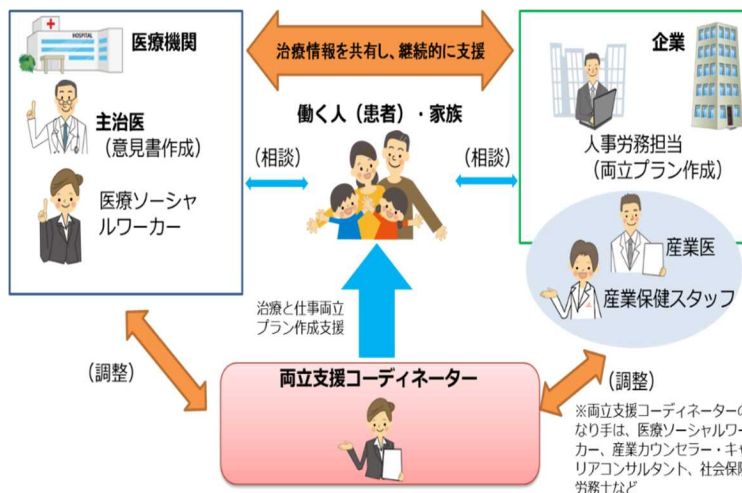
※マタハラ等とは、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い、および妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

治療と仕事の両立支援

福岡労働局は、福岡県内の関係機関の連携により「治療と仕事の両立支援」の取組を促進するため、関係者のネットワークの構築、取組の連携を図ることを目的として、「福岡県地域両立支援推進チーム」を設置しました。「福岡県地域両立支援推進チーム」は、病気を抱えながらも働く意欲や能力のある労働者が、仕事を理由として治療の機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由に職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続けるための環境づくりの整備をめざします。

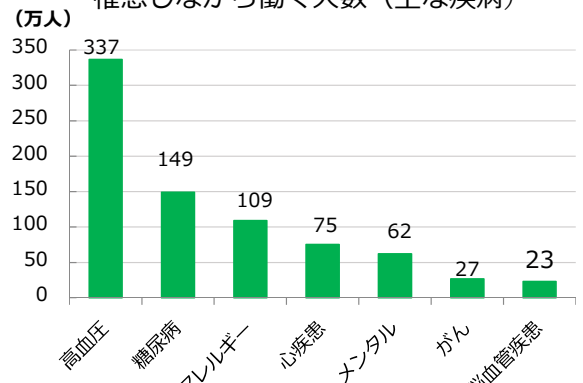
具体的取組の内容

- 推進チームの取組に関する計画の策定及び検証
- 好事例の収集及び支援施策の周知を行う計画
- 福岡産業保健総合支援センターとの連携
- 「福岡 治療と仕事の両立支援シンポジウム」の開催



日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いています

罹患しながら働く人数（主な疾病）



厚生労働省平成25年度国民生活基礎調査

ポータルサイト
（厚生労働省）
「治療と仕事の
両立支援ナビ」で検索



URL
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/about/index.html>



第4 総合労働行政機関としての施策の推進

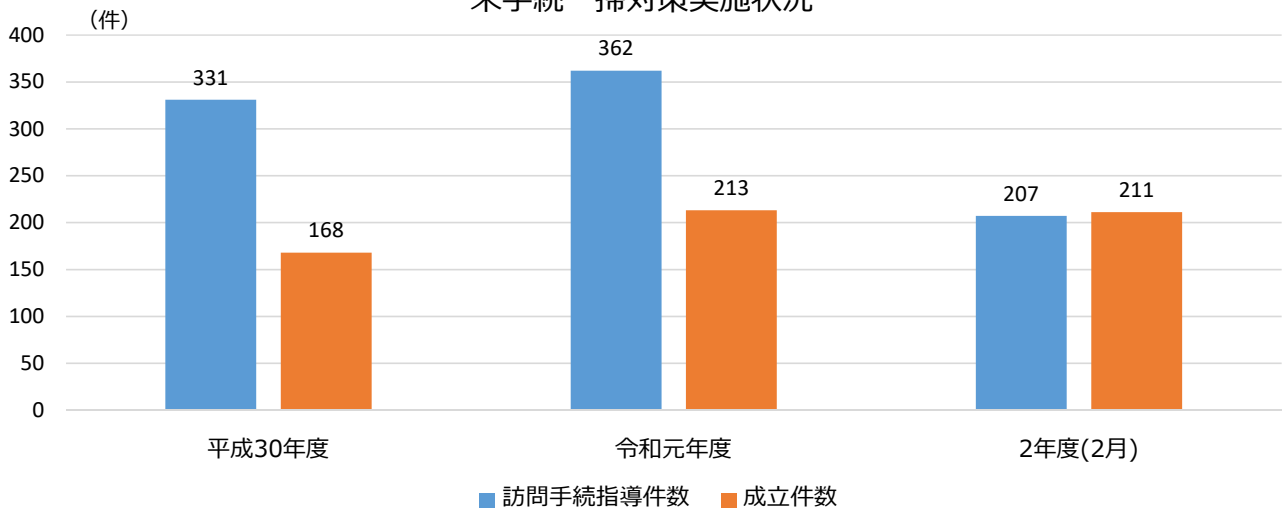
健全な労働保険制度の運営

労働保険未手続一掃対策の推進

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば加入手続きを行い、労働保険料を国へ納付しなければなりません。労働保険制度は労働者のセーフティネットであるとともに、労働行政の各種施策の財政基盤でもあります。

未加入の事業場に対しては、労働局・労働基準監督署・公共職業安定所及び関係機関と連携しながら、周知広報や加入手続指導を行っています。

未手続一掃対策実施状況

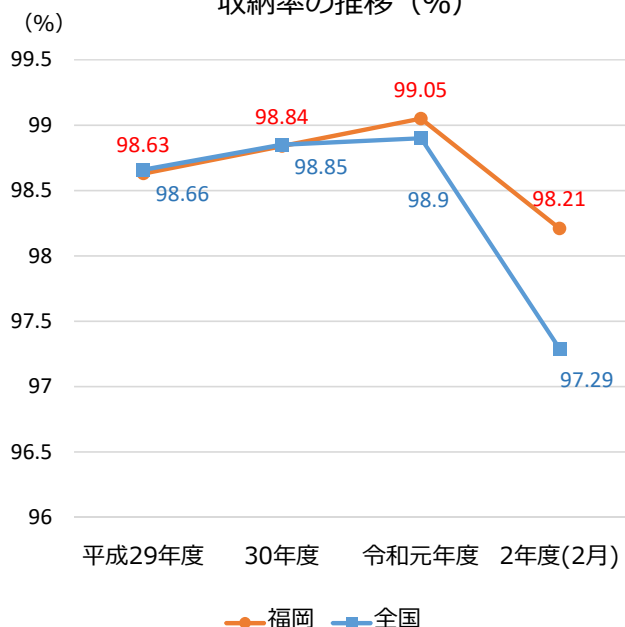


保険料収納率向上に向けた取組

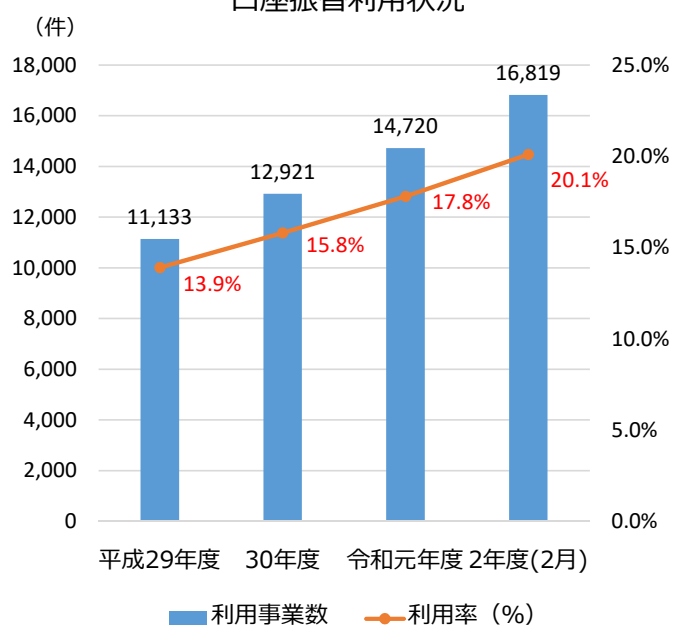
収納率の向上は、労働保険制度の安定的な運営や法定納期限内に納付した事業との費用負担の公平性の観点から重要課題であり、積極的な納付督促、滞納整理の実施に取り組めます。

また、労働保険料等の口座振替制納付は、法定納期限における確実な納付や、事業主にとっても金融機関等に出向くことなく納付ができるという利便性の向上にも資することから、局ホームページに口座振替制度のリーフレットやP R動画等の情報を掲載し周知するとともに、窓口においても成立手続き時にリーフレット等を事業主等に配布し利用勧奨を行っています。

収納率の推移 (%)



口座振替利用状況



福岡労働局の所在地及び連絡先

〒 8 1 2 - 0 0 1 3 福岡市博多区博多駅東 2 - 1 1 - 1 福岡合同庁舎新館 4 ～ 6 階				
総 務 部 (5 階)	総務課		情報公開、人事、福利厚生、会計、総務	TEL 092-411-4861 FAX 092-473-0736
	労働保険 徴 収 課	徴収関係	労働保険料の徴収・収納	TEL 092-434-9831～9832 FAX 092-434-9823
		適用関係	労働保険関係の成立、消滅	TEL 092-434-9833～9836 FAX 092-434-9824
雇用環境・均等部 (4 階)	企画課		広報、各種制度の周知、助成金	TEL 092-411-4763 FAX 092-411-4895
	指導課		総合労働相談 均等関係法令等に関する指導	TEL 092-411-4894 FAX 092-411-4895
労働基準部 (4 階)	監督課		労働条件の確保 事業場の監督指導	TEL 092-411-4862 FAX 092-475-0183
	安全課		労働災害の防止等	TEL 092-411-4865 FAX 092-411-4875
	健康課		労働者の健康管理 作業環境の改善指導	TEL 092-411-4798 FAX 092-411-3517
	賃金室		最低賃金及び最低工賃の決定等	TEL 092-411-4578 FAX 092-411-4875
	労災補償課		労災補償等	TEL 092-411-4799 FAX 092-472-0410
	労災補償課 分室 (※ 1)		労災医療費の審査	TEL 092-433-7225 FAX 092-414-0132
職業安定部 (6 階)	職業安定課		職業紹介、雇用保険	TEL 092-434-9801～9804 FAX 092-434-9821
	訓練室		求職者支援制度、職業訓練	TEL 092-434-9805 FAX 092-434-9821
	職業対策課		高齢者・障害者等の雇用促進	TEL 092-434-9806～9807 FAX 092-434-9822
	福岡助成金 センター (※ 2)		助成金の受付、相談	TEL 092-411-4701～4702 FAX 092-411-4703
	福岡助成金センター 雇用調整助成金分室 (※ 3)			TEL 092-402-0537 FAX 092-402-0541
	福岡助成金センター 北九州雇用調整助成 金臨時窓口 (※ 4)			TEL 093-616-0860 FAX 093-621-3536
	需給調整事業課 (※ 2)		労働者派遣事業の監督等	TEL 092-434-9711 FAX 092-434-9771

※ 1 「労災補償課分室」の所在地

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-6-26 安川産業ビル10階

※ 2 「福岡助成金センター」、「需給調整事業課」の所在地

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館1階

※ 3 「福岡助成金センター（雇用調整助成金分室）」の所在地

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-14-1 スフィクスセンタービル2階

※ 4 「福岡助成金センター（北九州雇用調整助成金臨時窓口）」の所在地

〒806-8509 北九州市八幡西区岸の浦1-5-10 八幡労働総合庁舎1階

労働基準監督署

- 1 事業場に対する監督指導
- 2 重大・悪質な法違反事案等についての司法処分
- 3 事業主等から提出される許可申請、認定申請
届出等の処理
- 4 申告・相談等に対する対応
- 5 機械設備の安全・衛生面の検査
- 6 災害調査の実施・統計調査の実施
- 7 労災保険の給付及び社会復帰促進事業
- 8 労働保険の適用・徴収

公共職業安定所（ハローワーク）

- 1 仕事をお探しの方へのサービス
 - ① 窓口での職業相談・職業紹介
 - ② 求人情報の提供
 - ③ 雇用保険の給付
 - ④ 職業能力向上のための職業訓練等の相談
- 2 事業主の方へのサービス
 - ① 求人の受付・人材の紹介
 - ② 雇用保険の適用
 - ③ 雇用に係る助成金・給付金の支給
 - ④ 雇用管理サービス（障害者・高齢者の雇用など）

労働基準監督署所在地一覧

監督署名		所在地	電話・FAX番号	管轄
福岡地域	福岡中央	〒810-8605 福岡市中央区長浜 2-1-1	TEL 092-761-5607(方面) TEL 092-761-5608(安衛) TEL 092-761-5604(労災) FAX 092-761-5616	福岡市(東区を除く),春日市, 大野城市,筑紫野市,太宰府市,糸島 市,那珂川市
	福岡東	〒813-0016 福岡市東区香椎浜 1-3-26	TEL 092-661-3770(方面) TEL 092-687-5345(安衛) TEL 092-687-5346(労災) FAX 092-661-4178	福岡市東区,宗像市,古賀市, 福津市,糟屋郡
北九州地域	北九州西	〒806-8540 北九州市八幡西区岸の浦 1-5-10	TEL 093-622-6550(方面) TEL 093-285-3790(安衛) TEL 093-285-3791(労災) FAX 093-622-6555	北九州市八幡東区,八幡西区, 戸畑区,若松区,中間市,遠賀郡
	北九州東	〒803-0814 北九州市小倉北区大手町 13-26	TEL 093-561-0881(方面) TEL 093-288-5611(安衛) TEL 093-288-5612(労災) FAX 093-561-1197	北九州市小倉北区,小倉南区
	北九州東 門司支署	〒800-0004 北九州市門司区北川町 1-18	TEL 093-381-5361 FAX 093-381-5363	北九州市門司区
	行橋	〒824-0005 行橋市中央 1-12-35	TEL 0930-23-0454 FAX 0930-23-0453	行橋市,豊前市,京都郡,築上郡
筑豊地域	飯塚	〒820-0018 飯塚市芳雄町 13-6	TEL 0948-22-3200 FAX 0948-22-3202	飯塚市,嘉麻市,嘉穂郡
	田川	〒825-0013 田川市中央町 4-12	TEL 0947-42-0380 FAX 0947-42-0382	田川市,田川郡
	直方	〒822-0017 直方市殿町 9-17	TEL 0949-22-0544 FAX 0949-22-0502	直方市,宮若市,鞍手郡
筑後地域	大牟田	〒836-8502 大牟田市小浜町 24-13	TEL 0944-53-3987 FAX 0944-53-3990	大牟田市,柳川市,みやま市
	久留米	〒830-0037 久留米市諏訪野町 2401	TEL 0942-33-7251(方面) TEL 0942-90-0234(安衛) TEL 0942-90-0235(労災) FAX 0942-33-7254	久留米市,大川市,朝倉市, 小郡市,うきは市,三井郡, 三潁郡,朝倉郡
	八女	〒834-0047 八女市稲富 132	TEL 0943-23-2121 FAX 0943-23-2123	八女市,筑後市,八女郡

総合労働相談コーナー

福岡労働局 総合労働相談コーナー	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎 新館 4 階 指導課内	TEL 092-411-4764 FAX 092-411-4895
労働基準監督署内 総合労働相談コーナー	上記県内の全ての労働基準監督署内に設置しています。 最寄りの労働基準監督署内の総合労働相談コーナーをご利用ください。	

公共職業安定所（ハローワーク）所在地一覧

安 定 所 名		所 在 地	電話・FAX番号		管 轄
福岡地域	福岡中央	〒810-8609 福岡市中央区赤坂 1-6-19	TEL 092-712-8609 FAX 092-711-1192	福岡市中央区,博多区,城南区, 早良区,南区(那の川 1 ～ 2 丁目),糟屋郡(志免町,須恵町,宇美町)	
		赤坂駅前 庁舎	〒810-0041 福岡市中央区大名 2-4-22		TEL 092-712-6508 FAX 092-781-0029
	福岡東	〒813-8609 福岡市東区千早 6-1-1	TEL 092-672-8609 FAX 092-672-3000	福岡市東区,宗像市,古賀市,福津市,糟屋郡(篠栗町,新宮町,久山町,粕屋町)	
	福岡南	〒816-8577 春日市春日公園 3-2	TEL 092-513-8609 FAX 092-574-6554	福岡市南区(那の川 1 ～ 2 丁目を除く),筑紫野市,春日市,大野城市,太宰府市,那珂川市	
	福岡西	〒819-8552 福岡市西区姪浜駅南 3-8-10	TEL 092-881-8609 FAX 092-883-5871	福岡市西区,糸島市	
北九州地域	八幡	〒806-8509 北九州市八幡西区岸の浦 1-5-10	TEL 093-622-5566 FAX 093-622-3144	北九州市八幡東区,八幡西区,中間市,遠賀郡	
		黒崎駅前 (J&T) 庁舎	〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎 3-15-3		TEL 093-622-5566 FAX 093-621-3941
	若松出張所	〒808-0034 北九州市若松区本町 1-14-12	TEL 093-771-5055 FAX 093-751-5467	北九州市若松区	
	戸畑分庁舎	〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町 1-6	TEL 093-871-1331 FAX 093-881-4026	北九州市戸畑区	
	小倉	〒802-8507 北九州市小倉北区萩崎町 1-11	TEL 093-941-8609 FAX 093-941-8631	北九州市小倉北区,小倉南区	
		門司出張所	〒800-0004 北九州市門司区北川町 1-18	TEL 093-381-8609 FAX 093-381-5875	北九州市門司区
	港湾労働課		〒801-0853 北九州市門司区東港町 6-49	TEL 093-321-0064 FAX 093-332-0394	
	行橋	〒824-0031 行橋市西宮市 5-2-47	TEL 0930-25-8609 FAX 0930-23-8198	行橋市,京都郡,築上郡(築上町)	
		豊前出張所	〒828-0021 豊前市大字八屋 322-70	TEL 0979-82-8609 FAX 0979-83-4789	豊前市,築上郡(吉富町,上毛町)
	筑豊地域	飯塚	〒820-8540 飯塚市芳雄町 12-1	TEL 0948-24-8609 FAX 0948-28-7599	飯塚市,嘉麻市,嘉穂郡
直方		〒822-0002 直方市大字頓野 3334-5	TEL 0949-22-8609 FAX 0949-24-2332	直方市,宮若市,鞍手郡	
田川		〒826-8609 田川市弓削田 184-1	TEL 0947-44-8609 FAX 0947-46-1729	田川市,田川郡	
筑後地域	大牟田	〒836-0047 大牟田市大正町 6-2-3	TEL 0944-53-1551 FAX 0944-54-1540	大牟田市,柳川市,みやま市	
	久留米	〒830-8505 久留米市諏訪野町 2401	TEL 0942-35-8609 FAX 0942-33-6526	久留米市(城島町を除く),小郡市,うきは市,三井郡	
		大川出張所	〒831-0041 大川市大字小保 614-6	TEL 0944-86-8609 FAX 0944-86-3722	大川市,久留米市(城島町),三潁郡
	八女	〒834-0023 八女市馬場 514-3	TEL 0943-23-6188 FAX 0943-24-5597	八女市,筑後市,八女郡	
	朝倉	〒838-0061 朝倉市菩提寺 480-3	TEL 0946-22-8609 FAX 0946-23-1359	朝倉市,朝倉郡	

ハローワーク付属施設一覧

ハローワーク付属施設等名	所在地	電話・FAX 番号	
マザーズハローワーク天神	〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラオフィスビル 12 階	TEL FAX	092-725-8609 092-741-0810
マザーズハローワーク北九州	〒802-0001 北九州市小倉北区浅野 3-8-1 AIM ビル 2 階	TEL FAX	093-522-8609 093-522-8619
ハローワーク久留米マザーズコーナー	〒830-0033 久留米市天神町 8 リバービル 5 階	TEL FAX	0942-31-9177 0942-35-5950
福岡新卒応援ハローワーク	〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラオフィスビル 12 階	TEL FAX	092-714-1556 092-717-6276
北九州新卒応援ハローワーク小倉	〒802-0001 北九州市小倉北区浅野 3-8-1 AIM ビル 2 階	TEL FAX	093-512-0304 093-531-1103
北九州新卒応援ハローワーク八幡	〒806-8509 北九州市八幡西区岸の浦 1-5-10	TEL FAX	093-622-6690 093-621-3531
福岡わかものハローワーク	〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラオフィスビル 12 階	TEL FAX	092-726-5700 092-771-4745
福岡県中高年就職支援センター	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 1-1-33 はかた近代ビル 5 階	TEL FAX	092-433-9211 092-414-1184
シニア・ハローワークふくおか	〒812-8505 福岡市博多区博多駅前 2-9-28 福岡商工会議所ビル 1 階	TEL FAX	092-292-7989 092-473-1734
シニア・ハローワーク戸畑	〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町 1-6 ウェルとばた 8 階	TEL	093-871-1338
福岡外国人雇用サービスセンター	〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラオフィスビル 12 階	TEL	092-716-8608
ハローワークプラザ福岡	〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラオフィスビル 12 階	TEL FAX	092-716-8609 092-716-2058
シティハローワークはかた	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 2-9-28 福岡商工会議所ビル 1 階	TEL FAX	092-292-7980 092-473-1734
シティハローワークみなみ	〒815-0083 福岡市南区高宮 3-3-1 福岡市男女共同参画推進センター 「アミカス」 1 階	TEL	092-791-2121
シティハローワーク・ウェルとばた	〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町 1-6 ウェルとばた 8 階	TEL FAX	093-871-1331 093-881-4026
久留米市ジョブプラザ	〒830-0022 久留米市城南町 15-3 久留米市役所 2 階	TEL FAX	0942-30-9041 0942-30-9759
小郡市ふるさとハローワーク	〒838-0142 小郡市大板井 279-1 小郡市体育館（1 階）	TEL FAX	0942-23-8425 0942-72-1915
柳川市ふるさとハローワーク	〒832-0828 柳川市三橋町正行 431 柳川市役所三橋庁舎内	TEL FAX	0944-74-1288 0944-74-3196
宗像市ふるさとハローワーク	〒811-3436 宗像市東郷 1-1-1 宗像市役所内	TEL FAX	0940-36-1150 0940-36-1178
糸島市ふるさとハローワーク	〒819-1116 糸島市前原中央 2-14-14 旧糸島地区自治会館 1 階	TEL FAX	092-321-1610 092-321-1788
筑紫野市ふるさとハローワーク	〒818-0068 筑紫野市石崎 1-1-4 筑紫野市役所 別棟	TEL FAX	092-919-5562 092-922-3102

福岡労働局管内の労働基準監督署の管轄



福岡労働局管内の公共職業安定所の管轄



各施策の具体的な内容や各種統計等の詳細については
福岡労働局ホームページをご覧ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>

福岡労働局

検索



厚生労働省 福岡労働局

労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)